

平成 26 年 4 月 吉日

スタッフ各位

株式会社テクノウェイブ
管理部 経理グループ
T E L : 03-3350-4200

消費税法改正に伴う通勤定期券ならびに移動交通費の取り扱いについて

拝啓 春暖の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 8 月に公布されました「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」に基づき、平成 26 年 4 月に消費税が 8%に引き上げられました。つきましては、交通費の対応を下記の通りご案内申し上げます。

敬具

記

1. 通勤定期券について

弊社にて旧定期券より新定期券への金額変更を行い、4 月分より新定期券の金額を支給致します。
手続きは必要ございませんが、金額に相違がないか必ずご確認ください。
なお、通勤定期券の購入対象ではない方は、原則としてきっぷ運賃での日割支給と致します。

2. 移動交通費について

勤務中に発生した出張旅費や移動交通費は、実際に発生した交通費にて実費精算致します。
(派遣先企業様との調整により、事前に IC またはきっぷ (バスの場合は現金) 利用の指定がある場合がございます。)

その他ご不明な点がございましたら、弊社担当営業または管理部までお問い合わせをお願い致します。

以上